

京 都 大 学 危 機 管 理 規 程 施 行 細 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(危機レベルの決定手順等)</p> <p>第4条 部局で発生した危機に係る規程第8条第1項に規定する危機レベルの決定は、以下の手順による。</p> <p>(1) 部局の長は、危機が発生したときは、直ちに総務部長（<u>火災の場合は、施設部長</u>）を通じて、当該危機の内容を担当理事等及び当該危機に関連する業務を掌理する理事又は副学長（以下「関係理事等」という。）に報告する。この場合において、総務部長（<u>火災の場合は、施設部長</u>）は、速やかに情報を収集する体制を立ち上げなければならない。</p> <p>(2) 総務部長（<u>火災の場合は、施設部長</u>）は、危機レベルの進言に必要な情報を担当理事等及び関係理事等に報告しなければならない。</p> <p>(3) 部局の長から第1号の報告を受けた担当理事等は、前号の危機レベルの進言に必要な情報を元に、原則として関係理事等と危機の現況、対応の態勢、予測される状況等について協議のうえ、総長に危機レベルについて進言し、危機レベルの決定を受ける。</p> <p>(4) 前号により決定した危機レベルは、担当理事等から総務部長を通じて危機が発生した部局の長及び関係理事等へ通知するとともに、理事等及び部局の長に連絡しなければならない。</p> <p>2 部局で発生した危機に係る規程第8条第2項に規定する危機レベルの変更は、以下の手順による。</p> <p>(1) 部局の長は、発生した危機が拡大したとき、又は拡大するおそれがあると認められるとき、若しくは危機が縮小したときは、直ちに当該状況を担当理事等に報告する。</p> <p>(2) 危機レベルの変更に係る総長への進言、変更した危機レベルの連絡については、前項第2号から第4号までの規定を準用する。この場合において、「危機レベル」とあるのは「危機レベルの変更」と読み替えるものとする。</p> <p>(地震等の場合の危機レベル)</p> <p>第5条 本学の構内又は施設で地震等が発生した場合は、規程第8条第1項の規定にかかわらず、危機レベルは<u>以下</u>のとおりとする。なお、危機の状況が当該危機レベルにより難しい場合は、規程第8条第2項の定めに基づき、危機レベルの変更を行うものとする。</p>	<p>(危機レベルの決定手順等)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>(1) 部局の長は、危機が発生したときは、直ちに総務部長（<u>火災及び放射線施設等での事故等</u>（以下「火災等」という。）の場合は、施設部長）を通じて、当該危機の内容を担当理事等及び当該危機に関連する業務を掌理する理事又は副学長（以下「関係理事等」という。）に報告する。この場合において、総務部長（<u>火災等の場合は、施設部長</u>）は、速やかに情報を収集する体制を立ち上げなければならない。</p> <p>(2) 総務部長（<u>火災等の場合は、施設部長</u>）は、危機レベルの進言に必要な情報を担当理事等及び関係理事等に報告しなければならない。</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(地震等の場合の危機レベル)</p> <p>第5条 本学の構内又は施設で地震等が発生した場合は、規程第8条第1項の規定にかかわらず、危機レベルは<u>次の各号</u>のとおりとする。なお、危機の状況が当該危機レベルにより難しい場合は、規程第8条第2項の定めに基づき、危機レベルの変更を行うものとする。</p>

(同 左)

改正前			改正後														
<p>(1) 地震 次表の地域で観測された計測震度に応じて、危機レベルを決定する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>京都市又は宇治市域</td> <td>隔地施設の所在地域</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>5強</td> <td>6弱以上</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>6弱</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>6強以上</td> <td>—</td> </tr> </table>				京都市又は宇治市域	隔地施設の所在地域	レベル2	5強	6弱以上	レベル3	6弱	—	レベル4	6強以上	—	<p>(1)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>		
	京都市又は宇治市域	隔地施設の所在地域															
レベル2	5強	6弱以上															
レベル3	6弱	—															
レベル4	6強以上	—															
<p>(2) 放射線施設等での災害</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">放射線施設等</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td colspan="2">放射線管理区域内での火災</td> </tr> </table>				放射線施設等		レベル2	放射線管理区域内での火災		<p>(2) 放射線施設等での災害</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">放射線施設等</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td colspan="2">火災及び事故等</td> </tr> </table>				放射線施設等		レベル2	火災及び事故等	
	放射線施設等																
レベル2	放射線管理区域内での火災																
	放射線施設等																
レベル2	火災及び事故等																
<p>(現地危機対策本部)</p> <p>第6条 危機対策本部の本部長は、必要に応じて現地危機対策本部を設置するものとする。</p> <p>2 現地危機対策本部は危機対策本部と連携して危機に対処し、その構成及び業務内容は、危機対策本部の本部長が別に定める。</p> <p>(部局対策室の設置等)</p> <p>第7条 部局の長は、危機が発生したときは、危機レベルがレベル1又はレベル2のときは必要に応じて、レベル3又はレベル4のときは必ず、部局対策室を設置するものとする。</p> <p>2 部局の長は、危機レベルが決定するまでの間、部局の持つ資源で対応するものとする。</p> <p>3 部局対策室は危機対策本部と連携して危機に対処し、その構成及び業務内容は、部局の長が定める。</p> <p>(構内危機対策本部)</p> <p>第8条 複数の部局が所在する構内又は施設にあっては、必要に応じて構内危機対策本部を設置することができるものとする。</p> <p>2 構内危機対策本部は危機対策本部と連携して危機に対処し、その構成及び業務内容は、当該構内又は施設の部局の長が協議して定める。</p> <p>(危機対策本部の名称及び設置場所)</p> <p>第9条 規程第10条第8項で本部長が定める対策本部の名称は、対応する危機の内容を明確に表したものとし、その設置場所は、原則として本部棟に設置するものとする。ただし、危機の内容により本部棟に対策本部を設置することが困難と認められるときは、本部長が適切と認める場所に設置するものとする。</p> <p>(後 略)</p>			<p>(現地危機対策本部)</p> <p>第6条</p> <p>2</p> <p>(部局対策室の設置等)</p> <p>第7条</p> <p>2</p> <p>3 部局対策室は、危機対策本部と連携して危機に対処し、その構成及び業務内容は、部局の長が定める。</p> <p>(構内危機対策本部)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 構内危機対策本部は、危機対策本部と連携して危機に対処し、その構成及び業務内容は、当該構内又は施設の部局の長が協議して定める。</p> <p>(危機対策本部の名称及び設置場所)</p> <p>第9条 規程第10条第8項により本部長が定める対策本部の名称は、対応する危機の内容を明確に表したものとし、その設置場所は、原則として本部棟に設置するものとする。ただし、危機の内容により本部棟に対策本部を設置することが困難と認められるときは、本部長が適切と認める場所に設置するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>														
<p>附 則</p> <p>この細則は、平成31年4月1日から施行する。</p>			<p>附 則</p> <p>この細則は、平成31年4月1日から施行する。</p>														

